岡山県週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山県が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土 ・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。
- 2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。
- 3 この要領において「対象期間」とは、現場着手日(準備工事を除く。)から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- 4 この要領において「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む工 事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- 5 この要領において「週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい、休日である土・日曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保した場合をいう。

(対象工事)

- 第3条 週休2日工事は、岡山県が発注する原則全ての工事とする。ただし、 以下のいずれかに該当する工事を除く。
 - (1) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
 - (2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の鏡に週 休2日工事の対象工事である旨を明記する。
- 3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である 旨を明記する。

(実施方法)

- 第4条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注 者指定型とする。
- 2 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。 なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める 特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を

作成するものとし、週休 2 日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

2 前項の補正係数は別に定める。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合においても減点は行わない。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において4週8休以上の現場閉所が確認できた上でしゅん功検査に合格した場合、受注者に対し、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。

(関係要領の廃止)

2 岡山県週休2日工事試行要領(平成30年4月1日施行)は、廃止する。 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知 又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附則

この要領は、単価適用日が令和4年11月1日以降の工事から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知 又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。